

## 1 いじめの定義といじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

上記のいじめの定義を受け、本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校においても起こりうるものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない」また、「いじめは人権侵害である」との基本認識にたち、全校の児童が「充実した、楽しい学校生活」をおくることができるように「いじめ防止基本方針」を定める。

以下の5項目をもって、本校のいじめ防止のための基本方針とする。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない状況づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自尊感情を育む教育活動を大切にする。
- (3) 児童・教職員の人権意識を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内での温かな人間関係を築く。
- (4) いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- (5) いじめの早期発見のために、保護者・地域・関係機関と連携をとり、解決にあたる。
- (6) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
  - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から、より長期の期間を設定する。
  - ②被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと。

## 2 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) いじめを許さない、見過ごさない状況づくりに努める。
  - ① 児童が「いじめは絶対に許されないこと」という認識を持つように様々な活動の中で指導する。
  - ② いじめが起こることへの理解や一人一人の違いを認めあえる人権学習や道徳教育を推進する。特に、道徳の教科化に伴い、B「親切・思いやり」D「生命の尊さ」の指導の中で、いじめについて考え議論させる。（各学年の道徳年間計画・教科等との関連資料を参照）

- ③ 人との関わりを豊かにするために、あいさつ運動を中心にした児童会活動を推進する。
- (2) 児童一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進する。
  - ① 互いに認め合い、どの児童も活躍できる学習活動を展開する。
  - ② 朝や帰りの会で友だちを認める場を設けることによって児童の自尊感情を育む。
  - ③ 学校行事や学年をこえた活動を通じて、人と繋がる喜びを味わう体験活動を推進する。
  - ④ いのちを大切にすることをキャンペーンの取り組みを展開する。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
  - ① すべての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。
  - ② 普段と様子がちがう児童がいた場合は、学年会や生徒指導部会において事実を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
  - ③ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ当該児童から悩みを聞き、問題の早期発見・解決を図る。
  - ④ 年に2回、「いじめアンケート」（5月・11月）や「Q-U」（7月・1月）を実施し、いじめの実態を把握しながら問題の解決にあたっていく。
  - ⑤ 担任に相談しづらい相談内容については、なやみ相談担当教員がいることを児童に周知し、対応を図る。
- (2) いじめの早期解決のために全職員が一体となって問題の解決に取り組む。
  - ① 問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下全教職員が対応を協議し、的確な役割を分担して解決にあたる。
  - ② 情報収集を密に行い、事実確認した上で、当該児童の安全を最優先に考え、行為を行う児童に対しては毅然とした態度で指導する。

#### ア 被害児童への聴き取りの留意点

- (ア) 「いじめが存在する」という視点で臨む。
- (イ) 徹底していじめから守り抜くことを伝える。
- (ウ) 守るべき秘密は守ることを約束する。
- (エ) 被害児童生徒の立場や心情を理解する。
- (オ) 本人の言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認して記録する。
  - 「関わっている児童生徒」 ……誰が誰をいじめているのか。
  - 「時間(期間)と場所」 ……いつ、どこで起こったのか。
  - 「いじめの内容」 ……どんな被害を受けたのか。
  - 「周囲の様子や状況」 ……他の児童生徒はどうしていたのか。
  - 「現在の気持ちと希望」 ……現在どんな気持ちであるのか。
- (カ) 自信を取り戻せるように言葉を掛ける。

#### イ 加害児童への聴き取りの留意点

(ア) 「いじめである」と決めつけない。

(イ) 事実確認を優先し、児童生徒の言い分はその後で聴く。

(ウ) 本人の言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認して記録する。

(エ) いじめに至る背景や心情を理解する。

(オ) 被害児童生徒の立場で、自身の言動を考えさせる。

※以下の(カ)と(キ)は、本人がここで「いじめ」を認めていることが前提となります。決して焦らず、十分に「いじめ」と認められる事実を把握してから臨む必要があります。

(カ) いじめが許されない行為であることを理解させる。

(キ) 過去の自分と今後の自分について考えさせる。

#### ③ 傍観者でいる児童たちにもいじめと同様であることを指導する。

##### ア 観衆と傍観者への聴き取りの留意点

(ア) 事実を話すことは、人を救う行為であることを伝える。

(イ) 観衆や傍観者であったことを責めずに事実確認を行う。

(ウ) 観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解する。

(エ) 被害児童生徒や加害児童生徒から聴き取った内容と照合する。

(オ) 被害児童生徒の立場に立って、加害児童生徒の言動を考えさせる。

(カ) 被害児童生徒の立場に立って、自身の言動や態度を考えさせる。

(キ) いじめを許さない気持ちを持たせる。

(ク) いじめから守り抜くことを伝える。

(ケ) 聴き取った内容について、守るべき秘密は守ることを約束する。

#### ④ 流山市いじめ防止相談対策室のスクールロイヤーやソーシャルワーカー等の専門家と協力して解決にあたる。

#### ⑤ 当該児童の心のケアにあたるため、養護教諭や流山市スクールカウンセラー、常盤松中学校スクールカウンセラーと連携をとりながら指導を行っていく。

#### ⑥ 教師の人権意識の向上

・いじめ事例研修の実施（職員研修）

・教職員の不適切な発言や体罰等がいじめを助長することの認識と共通理解

・いじめを誘発する要因（過度の競争、配慮のない能力別等のグループ分け、子ども同士の好ましくない関係の芽の見過ごし）の認識

#### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

#### ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密に取り、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報

- を集めて指導に生かす。
- ② 日頃から、民生委員や児童民生委員との情報共有を行い、地域で家庭での様子を見守っていただく。
  - ③ いじめ問題などの相談窓口（毎月1回の教育相談日やなやみ相談員の存在）を学校だよりやHPで周知する。
- (4) インターネット上のいじめ問題について全教職員が十分理解し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ① 学年の実態に応じて、情報モラル（メディアリテラシー）を指導する。
    - ・ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決してゆるされる行為ではないこと。
    - ・ 発信した情報は、多くの人にすぐ広まり、簡単に回収できないこと。
    - ・ 匿名でも書き込みをした人は特定できること。
    - ・ 違法情報や有害情報が含まれること。
    - ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、犯罪に繋がる可能性があること。
  - ② 具体的な対応方法を保護者にも助言し、協力を仰ぐ
    - ・ 第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において危険から守るためのルール作りを行うこと。
    - ・ インターネットへのアクセスは、トラブルの入口に立っているという認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出する可能性があることを認識する。
    - ・ 「着信があっても出ようとしない。」「最近パソコンの前に座らなくなっている。」「メール・SNSを見たときの表情の変化」などトラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化を見逃さないようにする。
    - ・ 企業と連携して携帯電話やインターネットの使用方法に関する授業を児童対象に行い、保護者の参観を呼びかける。
  - ③ 必要な場合は警察等専門機関と連携を図る。

#### 4 いじめ問題に取り組むための組織

##### (1) 役割

###### ①生徒指導部

- ・ 月1回の会議を開き、問題傾向を有する児童の現状や指導について情報共有するとともに、その経過を職員会議において全職員に伝えていく。年2回、いじめアンケートやQ-Uを実施し、いじめの実態を把握する。（在学中は保管）

###### ②いじめ防止対策委員会

- ・ 管理職、生徒指導部、養護教諭、特別支援コーディネーターで構成する。必要に応じて開催し、いじめ防止に関する措置を実効的に行う。学校生活アンケート実施後の6月、12月定期開催。委員会内の会議では、議事録を作成する。議事録には日時、出席者、議事概要、協議事項を記入する。

③いじめの疑いがある場合の緊急会議

- ・発見・事実確認者は、管理職・生徒指導主任に直ちに報告する。召集は、生徒指導主任が校長の指示を受けて速やかに開催する。

④重大事態の調査組織

- ・以下のどちらかに該当する場合には、重大事態として対処する。
  - いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・いじめ重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会に報告する。
- ・重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。

⑤いじめの相談・通報の窓口(教頭、生徒指導主任、養護教諭)

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。記録はいじめ防止対策委員会で用いる書式と同じものとする。

⑥いじめ防止対策評価会議を行う。

(2) いじめ対策組織の構成

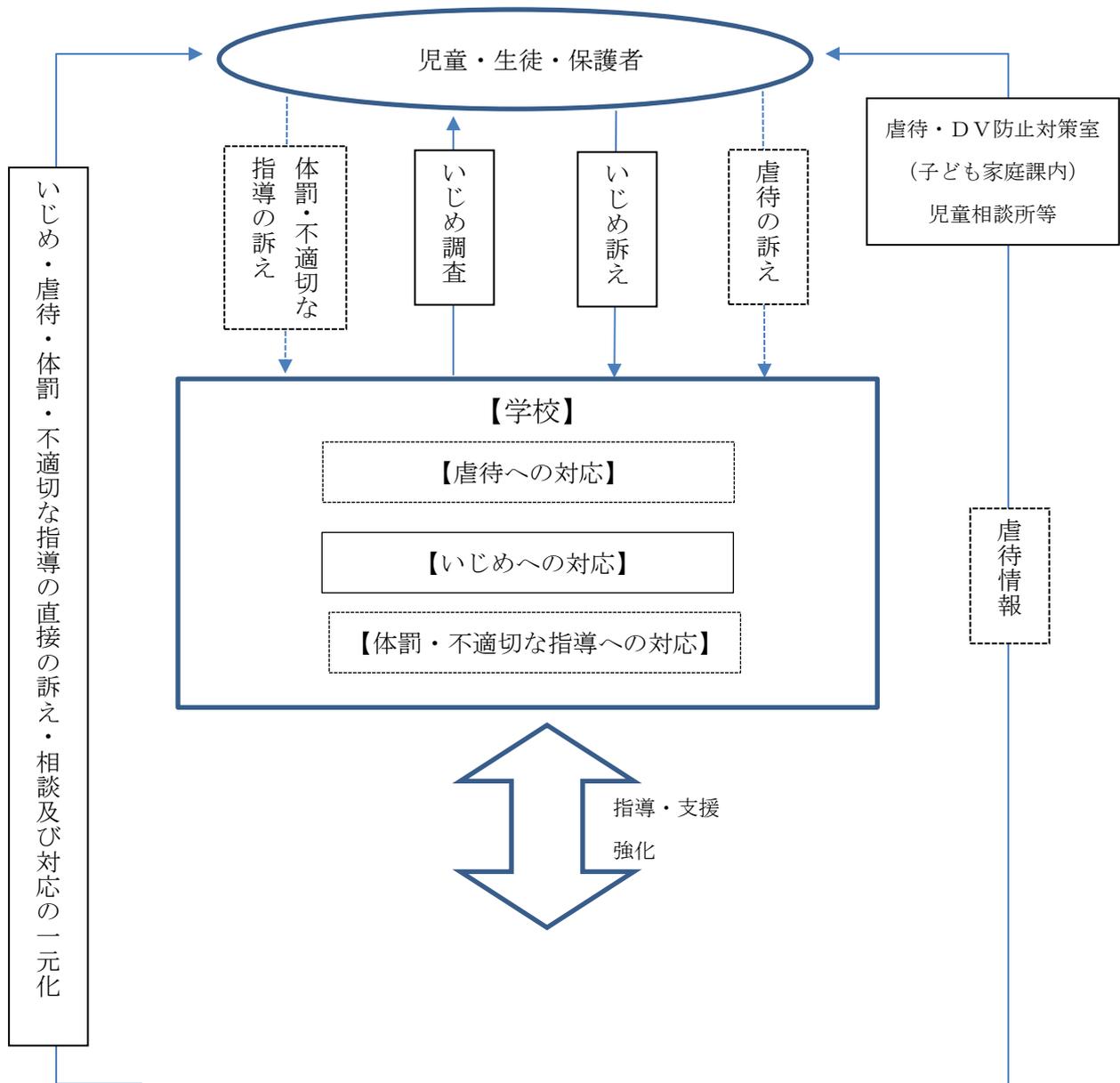
		いじめ防止対策委員会 (日常的な協議)	いじめの疑いがある場合の緊急会議	いじめ防止対策 評価委員会	重大事態の調査組織 (学校が調査主体)
学 校 職 員	学校長	○	○	○	○
	教頭	○	○	○	○
	生徒指導主任	○	○	○	○
	教務主任	○	○	○	
	学年主任		○	○	
	各学年生徒指導担当	○	○	○	
	教育相談担当	○	○	○	
	特別支援 コーディネーター	○	○	○	
	養護教諭	○	○	○	
	担任		当該○	○	当該○
	関係学年職員		○	○	○

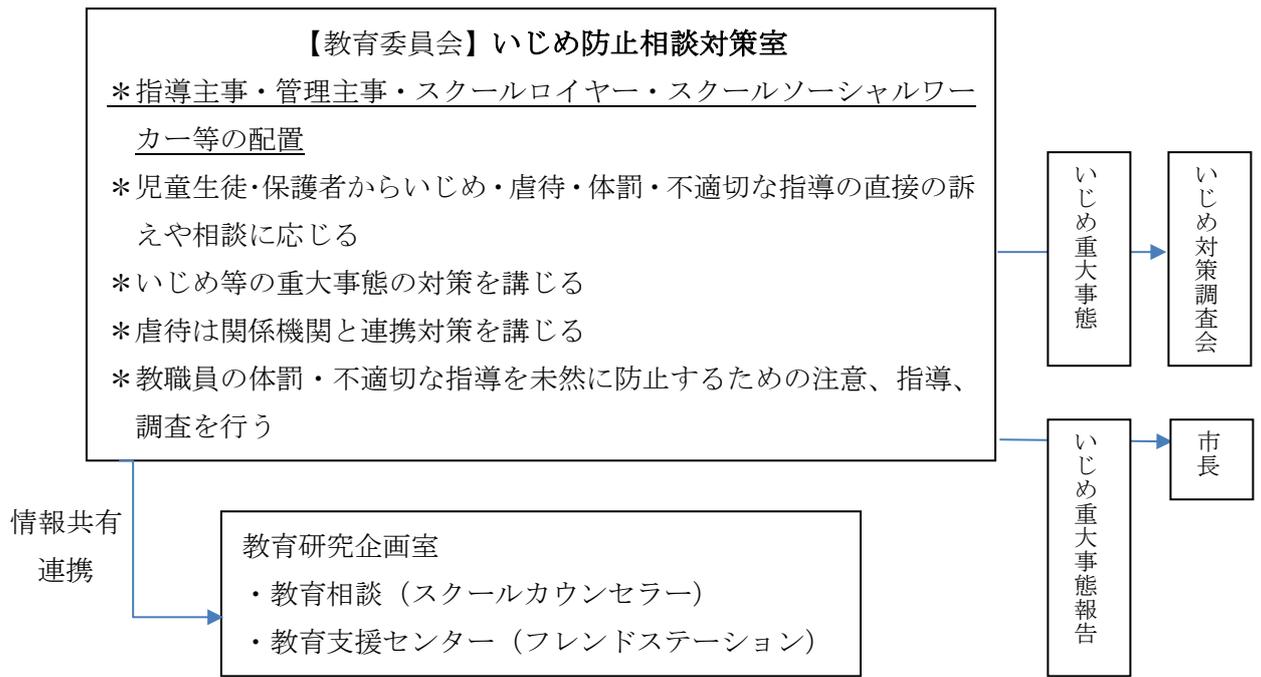
	部活動担当		△	○	
PTA 本部役員				○	
流山市スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー スクールロイヤー				○	○
民生委員・児童相談員				○	○

(3) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

- ・いじめの事実を確認したときの教育委員会への報告、重大事案発生時の対応等については、法に則して、流山市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

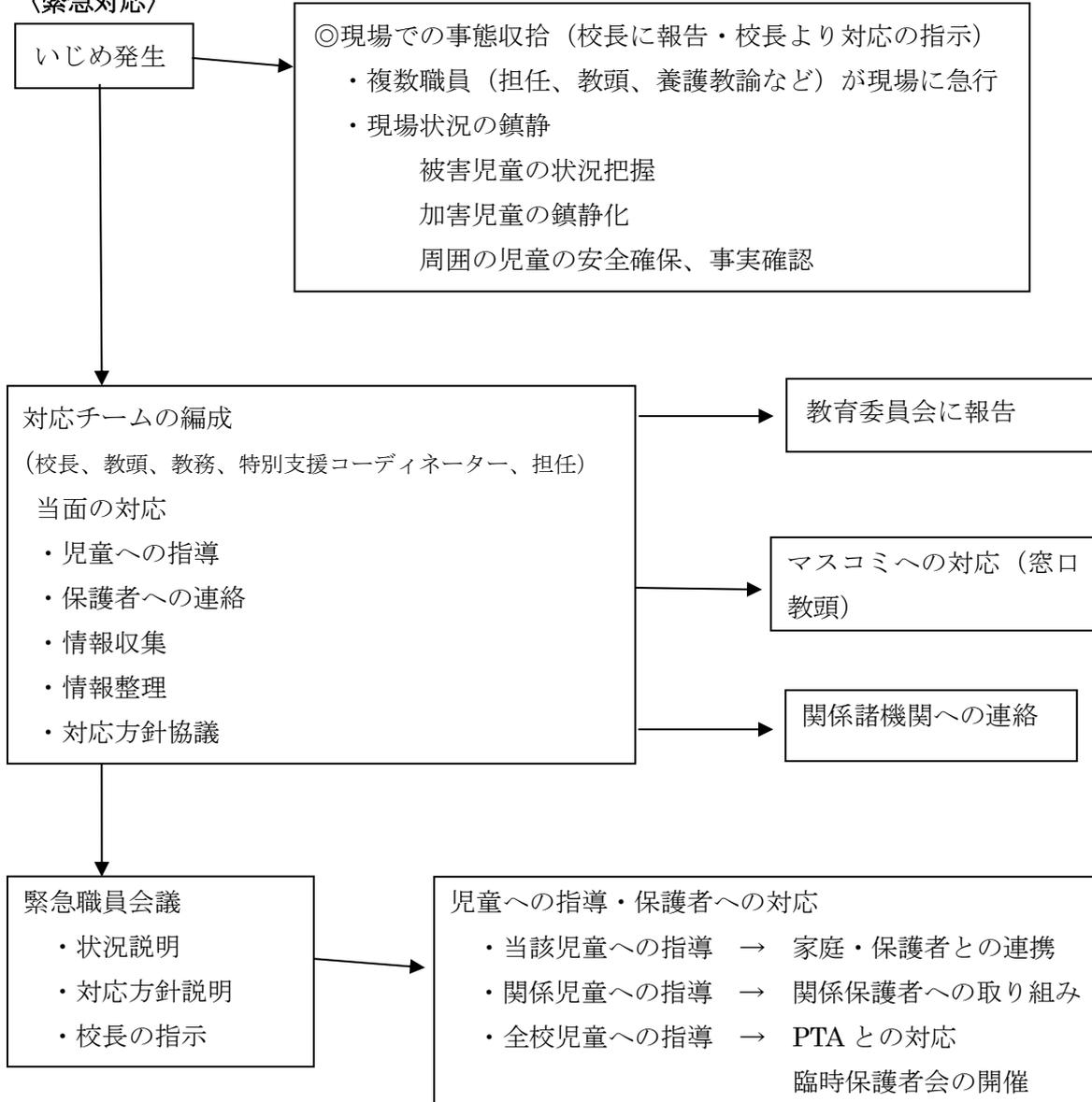
5 いじめ・虐待・教職員の体罰・不適切な指導への対応

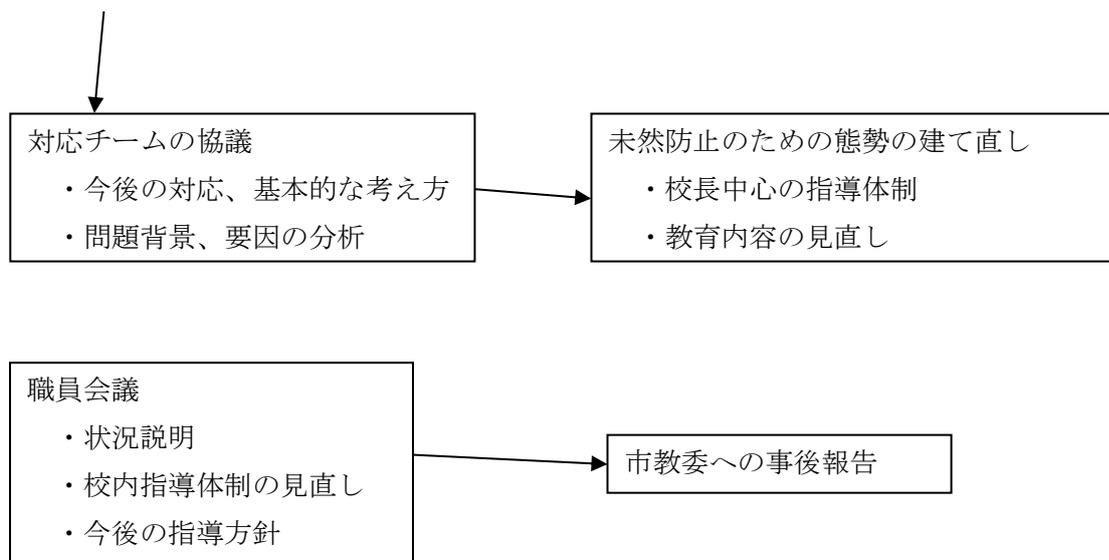




## 6 緊急な事態における対応図

〈緊急対応〉





## 7 いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

### (1) いじめ防止基本方針について

①いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

②学校ホームページや学校だよりなどで公表する。

### (2) いじめについての取組について

①学校評価を活用し、いじめ防止の取組について評価する体制を整備する。

②評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。

③評価結果を公表し、周知する。

## 8 いじめ問題の相談窓口

24時間いじめ相談ダイヤル0570-0-78310（なやみ言おう）

\*文部科学省

こどもの人権110番（法務省）0120-007-110

千葉県子どもと親のサポートセンター0120-415-446

流山市役所家庭児童相談室04-7158-4144

流山市役所子ども家庭課04-7150-6082

流山市教育委員会指導課教育研究企画室電話相談04-7150-8390

流山市子ども専用いじめホットライン 04-7150-8055

(付 則) この方針は平成26年4月1日から施行する。

(付則2) 平成28年4月1日改訂

(付則3) 平成30年2月1日改訂

(付則4) 令和元年4月1日改訂

(付則5) 令和2年7月1日改訂